

地球環境問題における「制度」と「管理」 ——「世界環境機関」構想の可能性と課題

渡邊 智明

はじめに

地球環境問題は、今日の世界における最も重要な問題の1つであろう。気候変動、生物多様性の喪失、有害廃棄物の越境移動など、いずれも特定の地域や国家だけでなく、世界共通の問題である。例えば気候変動問題は、大気というそれ自体、地球を1つの単位として容易にイメージを抱きうるものであるが、気候変動問題が国際社会の関心と呼ぶ前から、環境問題を地球全体の課題として受け止め、不可分のものとして考えるべきだとする主張は存在していた。バックミンスター・フラー（フラー 2000）が創唱し、K. ボールディングが同名タイトルの論稿を発表して以来、人口に膾炙するようになった「宇宙船地球号（Spaceship Earth）」というフレーズは象徴的である（Boulding 1966）。1966年にボールディングが発表した論稿は、宇宙船に居住する宇宙飛行士の生活イメージを比喩としながら、地球資源の有限性や汚染排出の限界といった新たな視点に立った経済のあり方を説いたのである。

また、ハーディンの「共有地の悲劇」という論文は、共有地という1つの空間のイメージから出発し、世界人口増加に伴う資源枯渇や環境破壊を論じている（Hardin 1968）。そこでは、村の共同牧草地における牧畜者それぞれが自らの利益のためにとった行動が、全体として環境容量を超えて共有地を消失させてしまう、という論理的帰結が示されたのである⁽¹⁾。個々の人間の利己心に基づく行為が、全体として環境破壊を生むというのである。これらの議論は、当時の人口爆発とも呼ぶべき急速な人口増加や、先進国において共通する形で起こっていた公害問題といった状況を背景としたものであった。地球はそれ自体として「共有地」と呼びうるかもしれないし、大気や海洋など「共有地」の集合としてとらえることもできる。今日の気候変動、あるいは市場のグローバル化にともなって生じる有害廃棄物の越境移動など、地球環境問

(1) ハーディンは、この「共有地の悲劇」に対して、産児制限など強権的な手法に解決法を求めている。これに対して、共有地の管理に必ずしも強力な政治的権威は必要ないことを、過去の幾つかの事例を通じて反証したのが、オストロムの『共有地を統治する（Governing the Commons）』である（Ostrom 1990）。

題を地球という1つの空間単位で考えることはますます重要になっているといえるだろう。

しかし、このような地球環境問題に関する国際社会の関与のあり方、その前提となる国際政治の構図は1つの空間というものとは全く異なったものであった。国際政治は、その名のとおり国家と国家の関係を指し、国家は一定の領域内において自律的で独立した政治的単位である。今日の国家は、領域内における統治の最高性、正統性を有するとみなされ、それ故に国際法の権利主体とされる、いわゆる主権国家であり、国際政治とは、多数の主権国家から成る多元的、分権的なものである。今日地球上全ての陸地やその周辺海域は、17世紀中葉にその原型を遡るとされる主権国家⁽²⁾によって政治的に分割されているのである。主権国家の論理に基づいて考えれば、国家の行動や意思決定を制約する国家より上位の権力は存在しないのである。国家は、自らの領域に関わる限りにおいて汚染防止の義務を持つものであって、それを越えて積極的義務を負うものではない⁽³⁾。

さて、このような国際政治の構図の中で、大気などの環境というものは、どの国家も利用できるが、各々の所有に分割することができないという一種の「公共財」とみなしうる。従って、この公共財を維持しようとする目的のためには、全ての国家が1つとなって協力する、いわゆる集合行為が求められることになる。しかし、公共財は性格上、コストを払わないものの利用を排除することができない。その為、自らはコストを払わず、他のものが払うコストによって維持される公共財の便益だけを享受する、いわゆる「フリー・ライダー」が発生することになる (Olson 1971)。環境問題で考えれば、気候変動のための対策コストを払わない国があったとしても、その他の国々がコストを払って温暖化防止に成功した場合、コストを払わなかった国にも利益が及ぶことになるのである。地球の大気は分割することができないし、特定の国だけ大気の利用を排除することなどできないのである。もしフリー・ライダーが少なれば問題は深刻ではないかもしれないが、その分野で大きな影響力を持つ国がフリー・ライダーとなることを選択したり、皆がフリー・ライダーにならない誰も公共財維持のコストを払わなければ、ハーディンの示唆した悲劇を招来することになるだろう。特に河川、大気などは、公共財・共有地という性格を強く帯び、集合行為問題が生じやすいと考えられる。地球環境問題においては、完全なフリー・ライダーでないとしても、国家が自らの負担は少なく便益を享受したいという選好を持つことは論理的には容易に想定できる。国家間協力が容易に成立しないとすれば、環境は悪化していく一方である。

現実において、国際社会はこれまで地球環境問題に関する多くの国際制度やルールを形成してきた。しかし、地球環境問題に対する国際社会の努力は十分でなく、国際政治の構造に起因

(2) 主権国家の原型が1648年のウェストファリア条約に由来するという、いわゆる「ウェストファリアの神話」について、実際の条約の規定と照らして、近年様々な立場から再検討がなされている (明石2009)。

(3) 国際環境法において、国家の義務は主権国家の領域管理責任、すなわち「…、国家の領域内で行われる活動が外国および外国人に損害を及ぼさないように確保する…」 (松井2010, p. 62) ということからまず出発する。

する国家間協力の成立が困難な中で効果的な制度が形成されていない、という批判が繰り返し表明されてきた。この問題に対して、国際経済学、国際法学、国際関係論の一部の研究者は、強化された国際機関、さらには国家を超えたある種の超国家機関を設立することによって、問題を克服すべきであるという議論を提起してきた。本稿では、これら「世界環境機関 (World Environment Organization)」、あるいは「地球環境機関 (Global Environment Organization)」と呼称される、環境分野における超国家機関の構想に関するこれまでの議論とその可能性について検討することにしたい。超国家機構は、はたして地球環境問題にどのような役割を果たしうるのだろうか。この超国家機構は未だ実現していないし、近い将来に実現する可能性は小さいかもしれない。また、地球環境問題に関する実務家や研究者の間で必ずしも重要なテーマとして扱われてきた訳ではない。しかし、これまでの議論を整理し、検討することを通じて、これまでの地球環境ガバナンス⁽⁴⁾を支える「制度」とそこにおける環境リスクの「管理 (マネジメント)」の課題を浮き彫りにすることができるだろう。まず第1節では、これまで主要なテーマとして語られることがなかった世界環境機関構想をめぐる議論を、地球環境政治への取り組みの歴史の中で検討していきたい。

1 「世界環境機関」構想をめぐる

地球環境問題に対する国際社会の取り組みの歴史は、19世紀の後半から20世紀の初頭まで遡ることができる。1909年の英米アザラシ保護条約、1911年のオットセイ保護に関する条約をはじめとして、すでに第2次世界大戦前から幾つかの環境に関する国際ルールが形成されていた⁽⁵⁾。

しかし、国際社会が地球規模の環境問題に高い関心を寄せるようになったのは、やはり1960年代に入ってからである。日本をはじめとする先進国における深刻な公害問題の発生や、発展途上国における人口増加に伴う環境破壊などへの懸念が表明されるようになったのである。

このような状況の中で、1つの国のレベルを超えた国際レベルにおける公害・環境問題への取り組みを実現させようとする具体的な動きが出てくる。1968年、スウェーデンは環境問題に関する国際会議の開催を提唱する。そして、それは1972年のスウェーデン・ストックホルムにおける「人間と環境に関する国連会議」へとつながっていく。それと呼応するように、同じ時期、地球規模の環境問題に対して、超国家的な機構が必要ではないかという議論が散見するようになる。

管見の限り、その嚆矢に位置づけられるのは、ジョージ・ケナンが1970年に『外交問題 (Foreign

(4) 「地球環境ガバナンス」については、渡邊 2006などを参照。ここでは、「地球環境問題に関する、国家および非国家主体による制度やルールを通じた取り組みの総体」と定義しておきたい。

(5) 地球環境政治の歴史的展開については、Meyer et al 1997、松井 2010, p. 12を参照。

Affairs)』誌に発表した論文である。「封じ込め」政策の提唱者としても知られるケナンは、「不毛の世界を防ぐべく—1つの提案」と題されたこの論文の中で、物理学者をはじめとする科学・技術専門家の結集する行政的機構の必要性を論じた (Kennan 1970)。そして、彼が「国際環境庁 (International Environment Agency)」と呼称する、この行政機構が、各国政府、地域機構や世論に対して、政策な提言の機能を担うことを想定したのである⁽⁶⁾。また、同じように比較的早い時期の議論としては、ILO (国際労働機関) に着目したレヴィーンの論文 (Levien 1972) がある。彼の構想した機関は、国際連合と密接な関係を持った独立した専門機関という性格のものであった。これらは、その後の議論にも通底するような、国家の国益の対立の中でも専門家の知見を活かす行政組織、をイメージしたものであった。それらの構想は、1972年のストックホルム人間環境会議における決定に伴い、設立の運びとなった、UNEP (国連環境計画) という形で部分的には実現を見たといえるだろう⁽⁷⁾。

しかし、UNEP 設立後、地球環境問題への取り組みが進展したかといえばそうではない。ストックホルム会議後、石油危機に伴う先進国経済の不振や、日本の例のように公害問題が技術により「克服」されるとの雰囲気の中で、国際社会の関心は薄れていったのである。

再び世界環境機関をめぐる議論が活発になったのは、ようやく1990年代に入ってからである。この背景には、第1に、環境分野における新たな展開が、従来のUNEPなどの枠組みの再検討を促したことである。1980年代後半から、公害輸出の問題やオゾン層破壊、気候変動、あるいは生物多様性の喪失といった新たな環境問題が懸念される中で、UNEPを含む従来の国際制度の役割が問題になっていた。また、世界172ヶ国が参加した1992年の「環境と開発に関する国連会議 (地球サミット・リオ会議)」において、「持続可能な開発 (sustainable development)」が提唱されたように、開発問題と環境問題を両立させようとする新たなパラダイムが登場する中で、国際機関同士の統合が議論されるようになる。開発を含むような形で環境問題が広くとらえなおされる中で、各国の環境担当官庁に比して必ずしも十分な資源を持っているとはいえないUNEPを改革し強化する必要性が論じられる (図1)。そして、世界環境機関という「大きな」制度構想が語られていくのである。

(6) ケナンは、この機関の設立、財政的支援などにおいて、先進工業国など一部の国々の役割が大きくなることも指摘している (Kennan 1970, p. 410)。

(7) UNEPは、国連連合総会の「補助機関」であって、国連連合憲章第57条の「専門機関」、例えばWMO (世界気象機関)、IMO (国際海事機関)、WHO (世界保健機関) 等とは性格が異なる。補助機関は、国際連合の決議に基づいて設置されたもので、総会への報告義務を有する。これに対して、専門機関は、国際連合とは別に条約などに基づいて設立されたものである。国際連合とは連携協定を介して協力関係を構築するもので、機関としての自律性が高い。

【図1 UNEPおよびアメリカ、ドイツ、日本の環境関係省庁の規模】

	UNEP	EPA (アメリカ環境 保護庁)	BMU (ドイツ連邦環境・生 物保護・原子力安全省)	環境省 (日本)
設立	1972年	1970年	1986年	1971年 (前身・環境庁)
人員	854人* ^{1a} (2014/2015年)	15408人* ^{2a} (2014FY [財政年度])	約1200人* ^{3a} (2014年)	1526名* ^{4a} (2012年度)
予算	6億3100万ドル* ^{1b} (2014/2015年)	82億ドル* ^{2b} (2014 FY)	約3.8億ユーロ* ^{3b} (2014年)	1兆7182億円* ^{4b} (2014年度)

出典: *^{1a, 1b} UNEP “Fact Sheet on UNEP’ S 2014–15 Draft Budget” (http://www.unep.org/gc/gc27/Docs/Note_on_UNEP_Budget_2014-15.pdf) [最終アクセス 2015年2月20日]

*^{2a, 2b} EPA “EAP’ s Budget and Spending” (<http://www2.epa.gov/planandbudget/budget>) [最終アクセス 2015年2月20日]

*^{3a, 3b} BMU ウェブサイト (<http://www.bmub.bund.de/en/bmub/tasks-and-structure/>) [最終アクセス 2015年2月20日]

*^{4a} 総務省統計局ウェブサイト「府省別国家公務員数 (平成12年度～平成24年度)」(www.stat.go.jp/data/nenkan/zuhyou/y2402000.xls) [最終アクセス 2015年2月20日]

*^{4b} 環境省報道発表資料「平成27年度予算案における環境保全経費の概要についてのお知らせ」(<https://www.env.go.jp/press/100374.html>) [最終アクセス 2015年2月20日]

また、もう1つの背景としては、1990年代以降の経済自由化の流れとそれを支える国際制度の形成である。1990年代前半は、グローバル化につながる経済自由化を推進する制度的枠組みが次々に形成された時期である。1992年のマーストリヒト条約の締結に伴うEU（ヨーロッパ連合）の誕生、1993年のNAFTA（北米自由貿易協定）、1995年のWTO（世界貿易機関）の成立など一連の動きは、国境を越えた自由貿易経済圏の構築を加速させるものであった。一方で、これら貿易をはじめとする自由化が経済競争を激化させ、環境規制の緩和や途上国における汚染集約産業の移転⁽⁸⁾を引き起こすのではないかという、環境汚染の増大が懸念された。つまり、「環境」という目的と時に競合する「貿易」分野の国際的取り組みの進展が、地球環境保護や途上国の環境保全を実現するためには、UNEPの予算・人員の拡充、さらには貿易分野におけるWTOのような強力な国際機構が必要ではないかという議論を促すことになったのである⁽⁹⁾。特に貿易分野において、紛争解決に関する司法的機能など従来のGATT（関税と貿易

(8) 環境経済学における「汚染逃避地仮説 (Pollution Haven hypothesis)」の議論である。「汚染逃避地仮説」とは、先進国において環境規制が強化される中で、化学物質の精製など環境汚染が発生しやすい過程を有する産業の競争が低下するため、貿易の自由化とあいまって、相対的に環境規制が緩やかで労働コストの低い発展途上国へ汚染集約的産業が移転していくのではないかと主張するものである。「汚染逃避地仮説」については、フラートンらの論稿 (Fullerton 2006) を参照。

(9) GATTやWTOに環境配慮に関する規定がない訳ではない。GATT第20条では、「この協定の規定は、締約国が次のいずれかの措置を採用すること又は実施することを妨げるものと解してはならない。但し、それらの措置を、同様の条件の下にある諸国の間において任意の若しくは正当と認められない差別待遇の手段とな

に関する一般協定) に比べて強い権限を持った国際機構が誕生したことは、大きな影響を与えたのである。この時期発表されたエステイヤラングの議論には、こうした問題関心が強く投影されている。

エステイヤラングの議論では、新たな環境機関の目的の1つとして、自由化がもたらす環境対応コストの切り下げ競争の緩和が挙げられている (Esty 1994, p. 298)。彼が懸念するのは、自由化が進むことで、汚染排出者が、環境汚染コストを内部化することなく他に転嫁することである。それは、汚染排出者が引き起こした環境汚染のコストを自ら負うという「汚染者負担の原則 (Polluter Pay Principle: PPP)」を困難にする。世界環境機関は、これらの課題に取り組むことが期待されている。

また、ラング (Runge 2001, p. 405) の世界環境機関の議論は、WTOの存在を強く意識したものとなっている。彼が提示した具体的な組織図では、事務局を置くほか、環境に関する多角的委員会を設置し、その下に政府、産業界、環境 (専門家)、NGOのそれぞれの代表を置くものとなっている。また、紛争解決手続きを設置するなどの点でWTOの組織図と似通っている。

さらに、2001年に創刊された学術誌『地球環境政治 (Global Environmental Politics)』の創刊号では、世界環境機関について、モルトケやビアマンが賛否それぞれの立場から論稿を寄せており (Biermann 2001, von Moltke 2001)、ビアマンらはその後も積極的に議論を展開している。

また、この時期は、単に研究者の描く青写真というだけでなく、政治家、実務家からもこの種の機関についての提案がなされた点でも特徴的である。例えば、WTO事務局長であるルジェーロは、1999年のシンポジウムにおいて、世界環境機関の設立に言及している (Ruggiero 1999)。ドイツのコール首相 (当時) も「環境安全保障理事会」の設置を提案し、1997年の国際連合総会において、ブラジル、シンガポール、南アフリカとともに共同で決議を提出している。フランスのシラク大統領 (当時) も国際自然保護連合 (IUCN) の会合において演説し、世界的な機構の必要性に触れている (Biermann 2000, p. 24)。

これまで整理してきたように、世界環境機関構想については長い間に渡って多様な議論が交わされてきた。一口に環境問題に関する国際的な機関といっても、その中身は論者によってかなり異なる。一連の議論について、例えばロードフォークとウェイリーは、モデルとしている機関、決定ルール、紛争解決、UNEPとの統合など7項目に即して、それまでの議論を整理している (Lodefalk and Whalley 2002)。

ロードフォークをはじめとして、これまでの議論を整理したものは少なくないが、中でもビアマンの整理は示唆的である。彼は、世界環境機関をめぐる議論をプラグマティックなアプロー

のような方法で、又は国際貿易の偽装された制限となるような方法で、適用しないことを条件とする…」とされ、B項 (「人、動物又は植物又は健康の保護のために必要な措置」) G項 (「有限天然資源の保存に関する措置。但し、この措置が国内の生産又は消費に対する制限と関連して実施される場合に限る」) がその例外とされている。また、WTOでは、設立に合わせて、多国籍環境条約との調整も含めてCTE (貿易と環境に関する委員会) が設置されている。

チとラディカルなアプローチとに大別している (Biermann 2006, p. 251)⁽¹⁰⁾。ビアマンによれば、プラグマティストと呼称すべき議論は、UNEPを単なる国際連合の1つのプログラムから完全な国際機関へアップグレードすることによって、環境保護の利益を強化する一方で、環境分野ごとに活動している現在の専門機関にそった分権的で争点特定の国際環境レジームの現状を維持することを主張してきた。

これに対して、ラディカル・アプローチは、WMO (世界気象機関) のような機関を廃止し、例えば貿易制限を伴うような強制力を持つ新たな機関を創設すること、もしくはUNEPの権限を新たな機関に移譲することを議論してきたのである。例えば、国際法の立場から議論したパーマーは、ILOをモデルとしながら、2/3の多数決による意思決定手続きや紛争解決機能を持たせることを提案している (Palmer 1992)。

このビアマンの区分は、あくまで理念型であって、厳密に分けられるものではない。様々な提案がなされているが、明確にそれぞれに対応する形で議論、応答がなされている訳でないし、提案されている機構の中身や権限の強さについても必ずしも明確に言及されている訳でない。そのような限界はあるが、本稿ではビアマンの議論の区分にある程度従って、以下の第2節、第3節において、それぞれの世界環境機関構想で想定されている機能に焦点をあてて考察することにしたい。これらの異なるアプローチに基づいた世界環境機関を想定した場合に、現在の環境ガバナンスのどのような課題の解決に資するものとなるか、そして逆にどのような課題を包含しているのか見ていくことにしよう。

2 「調整者」としての世界環境機関

本節では、前節で言及したプラグマティストのアプローチに立脚した世界環境機関を想定した場合に、その機関に期待される役割について考えていきたい。プラグマティストが想定する国際機関は、UNEPなどの権限を強化するなど、既存の国連の環境関連機関を強化していく方向性の延長線上に位置づけられ、多国間条約形成に関わる意思決定などに関する国家の権限に大きな制約を課すことは想定しない。ここでは、現行WTOの権限を超えない国際機関を想定している議論を取り上げることにする。このような機関は、現在の地球環境ガバナンスの課題に対してどのような役割が期待できるのであろうか。以下では、地球環境ガバナンスの現状に即して検討していこう。

環境ガバナンスの第1の特徴は、分権的で多元的な制度の併存という点である。現在、環境分野に関する多国間条約の数は、地域レベルのものを含めると、数百に上るとされる。代表

(10) シモニス は、「世界環境機関」の議論を「ヒエラルキー型」と「水平型」と区別している (Simonis 2002)。本稿の依拠するビアマンの区分と内容的に重なるが、「超国家 (権力) 機関」という本書のテーマを意識し、「世界環境機関」が現状の制度をどの程度改革することを意図しているのかを強調する意味で、「プラグマティック」「ラディカル」の区分に倣った。

的なものを挙げれば、気候変動分野においては気候変動枠組条約があり、オゾン層破壊に関してはウィーン条約、有害廃棄物の越境移動に関してはバーゼル条約などが締約され、制度形成が進展してきた。さらに、地域レベルにおいては、ヨーロッパを中心とした長距離越境大気汚染防止条約（LRTAP）などがある。このように分野ごとに各々制度形成が進むことは、一見合理的なように思えるが、多くの問題をはらんでいる。

第1に、制度間の「重複」⁽¹¹⁾の問題である。地域レベル、国際レベルにおいてそれぞれ形成された国際ルールは、国家に対する義務や責任の程度が異なる。さらに資金、技術協力などの面において条件が異なるものも多い。その結果、国家はより負担が少なく利益が得られるような制度を選択することも可能となる。制度が形成される背景が異なっていたとしても、制度間に一貫性が担保されていなければ、環境政策の実効性という点で問題となる。また、それぞれの制度が、専門家などの人的資源や財政的な支援を必要するという問題もある。これらの機関の上部組織としての世界環境機関が成立することによって、これらの重複した組織の統合、再編などの「調整」を進めることができると考えられる。

これに関連して、第2に、制度間の「協力」の問題がある（Biermann 2005, pp. 120–124）。多国間環境条約は、対象とする問題領域を前提としているが、それが閉鎖的、自己完結的なものであることは稀である。環境問題が貿易、労働といった他の領域の問題と密接に関連しているというだけでなく、環境問題自体もその下位領域において相互に関連している。例えば、オゾン層保護の問題と気候変動の問題である。オゾン層を破壊するフロンガスについては、1987年のモントリオール議定書によって生産、使用が部分的に制限されることになった。その後、従来のものに比べ、オゾン層に与える影響が小さいとされる、いわゆる代替フロンの使用が増大することになった。しかし、この代替フロンは、地球温暖化への寄与度が高いことが判明し、現在、オゾン層レジームと地球温暖化レジームの間で協力した取り組みが行われつつある（Oberthür and Gehring 2006）。この問題は、現状では相互の制度が直接にやり取りしながら、協力関係を構築しているが、専門性をもった両者を媒介する機関が成立すれば、情報共有も容易となり、このような「調整」において重要な役割をはたしうるのであろう。

第3に、制度への「参加」の問題がある。現在、多国間環境条約の行政組織を見てみると、各々の条約の事務局の所在地が異なっている。例えば、気候変動枠組条約はドイツ・ボンに事務局が置かれているし、有害廃棄物に関するバーゼル条約は、スイス・ジュネーブに事務局がある。さらに、締約国の意思決定の場である条約の締約国会合は、毎年、世界中の様々な都市で開催されている。各国は、これらの会合に一定数の自国の代表を派遣しており、一連の会合全てに参加する経済コスト、社会コストは非常に大きいものとなっている（Elliott 2005, p. 37, Biermann 2006, p. 252）。参加にあたっては、専門家や行政官といった人的資源の側面、意

(11) 国際環境法において、この種の条約間の重複や矛盾、欠陥は「条約渋滞（Treaty Congestion）」とも呼ばれている（松井2010, p. 33）。

思決定に必要な情報の収集、分析といった知的資本などが必要とされるのであり、参加国、特に発展途上国にとっては大きな負担である。ある種の専門機関として、資金、人材を大幅に拡充させた世界環境機関は、機関自らが多国間環境条約の締約国会合を開催する能力を備えることで⁽¹²⁾、特定の都市における集約的な国際会合の開催や、全ての締約国にアクセス可能な科学的データを提供することで、発展途上国をはじめとする各国の参加コストを逡減させることができるかもしれない。

さて、地球環境ガバナンスに関する第2の特徴は、「開発」、もっと言えば発展途上国への配慮が各制度に埋め込まれていることである。「環境」と「開発」の問題は、1972年のストックホルム会議以来、先進国と発展途上国の間で最も重要なテーマであった。環境配慮は最も優先される事項であるか、環境問題は「開発」による経済発展の後に取り組むべき課題であるか、という対立は、現在でも続いている。しかし、1987年にブルトラント委員会の報告書『われら共有の未来 (Our Common Future)』(The World Commission on Environment and Development 1987)で提唱された「持続可能な開発」の考え方が登場する中で、先進国、発展途上国がともに地球環境問題に取り組む大きな方向性が見られるようになってきている。「現在世代が、将来世代の利益や要求を充足する能力を損なわない範囲内で環境を利用し、必要を満たす開発」(ibid 1987, p. 43)と定義された「持続可能な開発」の概念は、先進国がこれまで行ってきた「開発」を環境容量の限界を超えるものとして反省を迫ったのである。「開発」をめぐるある種のパラダイム変化の中で、地球環境問題に対して主権国家に同等待の義務を負わせるような形でない方向性が現れている。すなわち、「共通だが差異ある責任」という形で、気候変動のように各国に共通して脅威となる問題に対して先進国がより大きな責任を負担するようになってきている。気候変動に関する京都議定書が、先進国にのみ数値目標を課したことはその典型である。また、発展途上国が、経済的能力の不足のために条約で定められた義務が履行できない場合等の対応として、世界銀行、UNDP (国連開発計画)、UNEPの3実施機関による共同運営によるGEF (地球環境ファシリティ)⁽¹³⁾を設立し、地球温暖化対策プロジェクトなどの支援を行っている。しかし、このような仕組みも十分でないという批判がなされている。

ここで指摘されるのが、GEFの運営の問題である。UNEPおよびUNDP、世界銀行の3つの機関によって担われているが、資金拠出の割合や世界銀行の影響力など、「北」の国々の影響が大きいと懸念されている (Newell and Whalley 1999, pp. 16-17, Young 2002, Biermann 2005, pp. 125-126)。この問題に対して、プラグマティックな世界環境機関を想定するピアマンは、こ

(12) 地球環境機関に懐疑的な議論の中でも、多国間環境条約の共同事務局の設立に言及するものもある (von Moltke 2005, pp. 179-80)。

(13) GEFは、①地球温暖化の防止、②生物多様性の保全、③国際水域汚染の防止、④オゾン層保護、⑤土地劣化(砂漠化・森林減少)、⑥残留性有機物質 (POPs) などの分野を対象としている。第6フェーズ (2014年7月-2018年6月)において、GEFの資金規模は44.6億ドルとなっている (<http://www.thegef.org/gef/sites/thegef.org/files/publication/2014004115JPNjpn001.pdf>, p. 6.)。[最終アクセス2015年2月20日]

の機関が「南」の途上国に対する財政的技術的な移転を改善させることができると主張する (Biermann 2005, p. 126)。彼の構想では、世界環境機関には多国間環境条約をはじめとする諸制度の資金援助の仕組みを調整する役割が期待され、財政移転などの履行に関する発展途上国のプレゼンスを強化した機関とすることを予定している。

以上、現状の多元的な制度配置を踏まえた、世界環境機関の役割を検討してきたが、これらの議論は、いわば「調整者」としての世界環境機関を想定したものと言えるだろう。制度間の齟齬、国際制度に対する国家の参加、国際制度に参画した国家群の利益の代表性、権限の公正な配分、といった問題に対して、世界環境機関が「調整者」に相応しい権限と資源、専門能力を持つことが予定されている。

では、このような超国家機関の限界は何であろうか。それは、構想されている世界環境機関が、依然として国家のコミットメントに相当程度依存せざるをえない点である。繰り返しになるが、プラグマティストの想定するイメージによれば、世界環境機関は「調整者」と位置付けられる。強制力を持たない仕組みでは、環境法・規範形成に関わる「決定」および「履行（実施）」の段階で現在の地球環境ガバナンスが抱える課題を解決することができないだろう。

まず「決定」の段階を考えると、国家間の政治的合意が形成されない場合に、世界環境機関は、どの程度環境政策を前進させていくことができるだろうか。プラグマティストに位置づけられる議論では、上位機関としての世界環境機関の意思決定手続きは、全会一致もしくはコンセンサス方式をとるものと考えられている。この場合、現在の多国間環境条約交渉と同じく、多数意思の形成に関して困難に直面するであろう。

次に、環境に関する国際的ルールの「履行」を考えてみよう。プラグマティストの議論では、制裁措置などを課すことで、国家に多国間環境条約など環境に関する規範を遵守させることを想定していない。むしろ、発展途上国などの能力構築などによって、環境保護の取り組みを前進させていくアプローチを採用している⁽¹⁴⁾。しかし、ここにはいくつかの問題がある。第1に、世界環境機関の財政的基盤を拡大しても、なお発展途上国に持続可能な開発を実行する能力構築に足るものを備えることはできないであろう。多くの国で同時に持続可能な開発を進めるために、巨額の予算が必要なのである。第2に、これらの議論では、基本的に国家を単位とするものであるが、環境問題の解決のために国家内の地域レベルや共同体レベルでの取り組みが重要である。

ニューメイヤーは、気候変動など4つの分野について、各国の批准状況を検証し、その結果、民主主義国の方がよりコミットメントが強いことを指摘したが (Neumeyer 2002)、環境政策や

(14) シェイエスらは、国家の国際ルール「遵守」への対応について、「制裁モデル」と「管理モデル」という2つのアプローチがありうると指摘している。前者は、不遵守が国家の意図的な行為によるものにとらえ、それを防ぐために罰則など制裁を必要とするという考えである。後者は不遵守が国家の意図的な行動ではなく、国際制度および国家の管理・行政上の問題にあるとし、行財政支援を通じて国家の遵守する能力を高めていくことが重要であると主張する (Chayes and Chayes 1995)。

規範の実現は、国家体制や政治過程など国家のあり方に大きく関連している。世界環境機関はこういった国家レベルの問題を等閑視してよいのか、そうでないとしてもどこまで関与すべきだろうか。

国家によって意思決定がなされた事項を効率的に実行する上においては、この種の機関は大きな役割を果たしうるだろう。しかし、国家という枠組みが環境規範の浸透を阻害している部分もある。これらの限界を超えて、実効性のある環境政策を推進するためには、さらに権限を強化した機関が望ましいのではないか。ラディカルなアプローチは、このような観点から議論されているものである。次節では、このラディカルな立場を検討することにしてしよう。

3 「統合」機関としての世界環境機関

本節では、より集権的な世界環境機関の成立を見たとして、想定される役割期待とそれに伴う課題について考えていくことにしたい。明確な区分は難しいが、ここではWTO、あるいはそれ以上の権限を有し、環境問題に隣接する政策分野まで含むような機関を想定するものをラディカルな論者たちと位置づけて考えることにしたい。

プラグマティストが想定するように予算や人員を拡充させるだけでなく、ラディカルなアプローチは、世界環境機関を主権国家の権力に制約を加える機構として想定する。このようなラディカリスト達の世界環境機関は、地球環境ガバナンスの課題をどう解決しようとしているのだろうか。

まず制度の多元化について、ラディカルなアプローチはその対象も範囲は広く、関連する諸制度を単に「調整」するだけでなく「統合」することで、現状の地球環境政治が直面している課題を解決しようとするのである。これらの特徴に鑑みると、本書にいう「超国家（権力）機関」のイメージに近似している。

第2節で触れた地球環境ガバナンスに関する特徴の2点目とも関連するが、特に「環境」と「開発」の問題を関連づける文脈の中で、これら分野の機関の「統合」の議論が散見する。例えば、スティーブンスは、UNEPとCSD（持続可能な開発委員会）の上に、世界環境機関を設置すべきとしている（Stevens 1993, pp. 41-43）。また、シモニスは、環境と開発に関する国際制度を統合した世界環境開発機関の創設を提唱する議論を提起している（Simonis 2002）。開発と並んで貿易分野の機関との関連を意識した議論もある。「環境」と「貿易」をめぐる紛争とは、ある国が環境政策をとったことに対して他国が貿易ルール違反として反発して対立する事例である⁽¹⁵⁾。「貿易」に関しては、既にWTOという存在があるため、機関同士の統合はあま

(15)「環境」と「貿易」の対立については、海洋哺乳類保護法（1972年）に基づいて、アメリカがイルカを傷つける漁法を行っているメキシコからのマグロの輸入を制限したことについて、メキシコがGATT（当時）規定に違反すると提訴した事例などが有名である。また、環境保護の観点から多国間環境条約がある特定の品目についての国際取引制限に言及していることについて、WTOの規定に抵触しないかという問題がある。

り議論となっていない。ただ、「環境」と「貿易」の対立を解決する紛争解決メカニズムが論じられている (Esty 1994, Ruggiero 1999)。

さて、次にプラグマティックなアプローチにおける限界をどう乗り越えようとしているのかについて見ていこう。ラディカルなアプローチは、地球環境問題において事実上の拒否権を持つ主権国家に対して、その拒否権に左右されず、環境政策を推進していくために、国家の行動を制約し干渉することまで踏み込んだ議論を展開している。そこでは、政策決定に関する権限や制裁措置の発動など環境に関する国際ルールの遵守・履行を強制しようとするような自立的で集権的なものを想定する。

まず「決定」に関して言えば、国家間の政治的合意に基礎をおいて、機関そのものの自立的な意思決定の範囲が限定されていたプラグマティックなアプローチに対して、ラディカリストは、国家間協力に関する議論が停滞していても、環境問題への取り組みを前進させることを企図している。このような「決定」の問題について積極的に論じているのが、ラディカリストの大きな特徴である。例えば、先に言及したパーマーの議論では、世界環境機関が2/3の多数決という意思決定方式を備えることを想定している (Palmer 1992)。この2/3という数字はきわめて高いハードルであるが、この場合、必ずしも全ての国の合意が得られなくても一定程度のルール形成が可能となるかもしれない。近年の気候変動問題への取り組みを見てみると、国際社会は2012年に京都議定書の第1約束期間が終了した後に次の枠組みを成立させることができなかった。また、今日の地球環境問題の1つの大きな画期となったりオ会議から20年ということで開かれた「リオ+20」も、各国首脳に参加は少なく低調に終わった。「強い」世界環境機関は、単なる宣言ではなく環境問題に関する実際的な決定を積み重ねることで、地球環境問題への取り組みを着実なものとするができるかもしれない。

第2に、この立場によれば世界環境機関は、環境政策の「履行」という点でも積極的な対応を取ることを予定している。現在の国際社会のあり方においては、特定の国が国際ルールや国際規範に違反した場合でも制裁を課すことは一般に予定されていない。特に環境問題においては、上述したように「公共財」という性格が強いため、違反行為に対する制裁は困難である。気候変動に対する取り組みを怠ったからといって、大気の利用を制限することはできないのである。仮に、環境利用以外の制裁を加えようとしても、国際社会に制裁を実施する権力を持った機関は存在しない。また、多元的な国際社会では、どの程度の制裁を加えるべきか、という集合的意思を形成するのも容易ではない。また、「遵守」の有無を確認することも簡単ではない。それを認定するデータや監視のメカニズムが要請されるからである。多国間環境条約において、その試みが存在しなかった訳ではない。気候変動に関する京都議定書においては、第1約束期間における温室効果ガス削減目標の不遵守が認定された場合、京都メカニズムと呼ばれ

例えば、ストックホルム条約 (POPs) は、附属書に規定する物質の製造・使用および輸出入を厳しく禁止している。これらの問題については、ギャラハー (Gallagher 2008) などが多角的に検討している。

る排出権取引などへの参加資格が停止される。また次の期間における削減目標が1.3倍になるというペナルティー⁽¹⁶⁾が規定されていた。また、不遵守の認定手続きについても、気候変動分野だけでなく、有害廃棄物に関するバーゼル条約などにおいても仕組みが形成されている(柴田2003)。ラディカルなアプローチの議論は、必ずしもこの現実の動きと対応したものではないが、不遵守に明確かつ強制性を有した志向性を見て取ることができる。

環境に関する国際規範の遵守について、制裁措置を取りうる機関であれば、世界的な環境問題への取り組みに対する国家の協力を確保する余地が広がると想定される。世界環境機関は、条約の履行について各国の行動をモニタリングする機能を備えるものとされ、また各国が報告を提出することが求められることになる。地球環境問題への取り組みに対する財政的支援という利益と、制裁を受けることによる経済的および国際社会における評価の低下という不利益と、その両者の考量に立てば国家は環境に関する国際的な規範を遵守することを選択する可能性は高くなるかもしれない。

このようにラディカルなアプローチは、集権的な「統合」を通じて問題の解決を図るという点で特徴である。

このラディカル・アプローチに対しては、現実的ではないという批判がなされる(Simonis 2002, p. 31)。確かに近い未来に強力な世界環境機関は実現しないかもしれない。しかし、ここでその批判を繰り返すつもりはない。このアプローチが実現するか、という問題と、このアプローチによって地球環境問題の解決につながるかどうか、という問題は分けて考える必要があるだろう。その上で留意すべき点は、この世界環境機関の実現が他方で新たな問題を生み出すことである。集権的で包括的な世界環境機関の誕生は、これまであまり顕在化しなかった地球環境ガバナンスの問題を浮き彫りにすると考えられる。

第1に、多くの分野を包摂し権限が大きくなれば、その機関における意思決定と代表性の問題が生じる。EUに関して指摘されるような「民主主義の赤字(democratic deficit)」の問題である。各国の代表から成るような立法機関が存在しない、あるいは十分な権限を持たない場合、事務局を中心とした執行部が意思決定の中心となり、国家さらに市民の意思が反映されないという懸念が生じる。

第2に、これに関連して、より強い権限を持った専門機関において、「参加(包括性)」をどう確保するかという問題である。多くの環境問題の議論や取り決めが、個別の条約の交渉や制度ではなく、世界環境機関を中心として行われるならば、NGOをはじめとするステイクホルダーをどう包摂するかという問題を等閑視することができない。例えば、ラングの構想では、その構成員として政府代表、産業界代表、NGO代表を想定している。しかし、この機関に代表を送り込む、産業界やNGOなどは、資金力や高い専門知識を持ったエリートに限定されてしまう可能性がある。国家アクターだけでなく、非国家アクターを包摂する多様な意思決定の

(16) 2001年7月(第7回締約国会合)のマラケシュ合意。

在り方（「マルチステイクホルダー・プロセス」）が問われることになる。

第3に、民間主導の「プライベート（民間）・レジーム」との関係（Pattberg 2007）とどのような関係を構築していくかが問われることになる。現在の地球環境ガバナンスにおいて、民間ルールの役割は非常に大きくなっている（Green 2013）。例えば、森林分野におけるFSC（森林保護協議会）や、工業製品など環境配慮設計に関しては、ISO（国際標準化機構）がその代表例である。巨大な機関が誕生したときに、これらの民間の国際制度と十分な対話の上にパートナーシップを築くことができるだろうか。「パブリック（公的）」な国際機関が全てに関与することはできない以上、民間の制度やルールがどのように環境政策に貢献するのか、「プライベート・レジーム」にどこまで権限や役割を委ねるかを検討していく必要がある。

いずれにせよ、強力な世界環境機関は、現在の地球環境ガバナンスにおいて指摘されている「アカウントビリティ」や「透明性」（Gupta and Mason 2014）の問題がより深刻な形で現出すると考えられる。

おわりに—超国家環境機関の可能性と課題とは

以上、本稿では、プラグマティックおよびラディカルな2つのアプローチに沿う形で、世界環境機関構想を検討してきた。

世界環境機関は、地球環境問題をめぐるこれまでの歴史、あるいは実務家、研究者の議論を見ても、必ずしも主要なテーマとなつてこなかった。この背景には、実現可能性についての見方が大きく影響している。特にラディカルなアプローチについて言われることが多いが、そもそもモルトケが言うように、単に汚染規制にとどまらない開発や貿易とも関連するという環境問題の特質を考えると、対象とすべき問題を特定できない中で、制度だけを先行して形成するのはきわめて困難であるという側面があり、世界環境機関構想を「不可能についての制度」という指摘も至当であろう（von Moltke 2001）。

しかし、にも関わらず現状の環境ガバナンスの課題を克服し、実効的な環境政策の形成につながる1つの方途として、これまで幾度と無く検討されてきた歴史がある。地球環境ガバナンスをより実効的なものとし、地球環境問題への取り組みを漸進的であっても停滞させることなく進めていく上で、世界環境機関というアイディアは捨て難い魅力があることも認められて良いであろう。

さて、本稿では、世界環境機関構想のそれぞれ個別の論点について論じてきたが、最後に、この構想をめぐる議論に集約的に現れている地球環境ガバナンスの方向性、バイアスについて指摘しておきたい。

世界環境機関構想における中心的な議論は、環境問題の解決に不可欠な科学的知見を集積し、多面的な国際環境制度を調整、管理することを通じて、これまでのあり方に比べて効率的な環境ガバナンスを構築しうるのではないかという点である。この議論は、強く管理的思考に傾

斜したものである。

世界環境機関構想では、環境問題をリスク管理の問題に還元している傾向が強いが、ここで欠落しているのは、科学者・専門家の持つ規範性である。国家が国益に基づいて合理的に行動するという議論に対して、科学者コミュニティやその政策ネットワーク（「認識共同体」）による環境リスクの指摘が国家の行動変化を促す理論的可能性を指摘したハースの議論がある（Haas 1990）。そして、世界環境機関構想をめぐる議論も、この説明図式に則っている。すなわち、国際制度が強化され、科学者あるいは専門家の発言力が高まれば、科学的知見がより浸透し、経済的な観点で国益をとらえがちな多くの国家の行動が変化し、環境問題への取り組みが進むのではないかと想定している。しかし、リトフィンも指摘するように「認識共同体」の抱懐する一定の価値観や規範がある（Litfin 1995）。そのため、世界環境機関という環境問題の正統性を背景に、発展途上国の実情に合わない特定の価値や規範を一方向的に押し付けることになるかもしれない。例えば、世界銀行が現在行っている融資の際の環境影響評価も、環境への配慮という価値の正統性故に拒否することは困難である（ゴールドマン2008）。しかし、それは先進国や国際機関から見た「環境」の価値であって、発展途上国や現地の人々が考える「環境」とは必ずしも一致しないであろう。

しかし、環境リスクについては、科学的にどのような水準であれば危険が健在化するのかを評価し、基準点を決定するリスク決定者（評価者）が、そのリスク評価の影響を受ける被決定者の状況をどこまで踏まえるべきかについて大きな問題がある。専門家がリスクを特定化し、そのリスクに対処していくという科学的管理手法がどこまで有効なのか、むしろ地域の伝統的な手法の方が効果的ではないか、あるいは環境問題に対処する主体の能力を高めることの方が重要ではないか、といったリスク判断の前提となる考え方が問われることになる。もし世界環境機関が成立すれば、このような環境的価値の正統性を背景とした特定の知の体系を推進する権力性についての問題が顕在化することも、ありえない懸念ではないだろう。さらに世界環境機関などが推進する環境政策のみが、環境保護のあるべき姿ではない。世界環境機関をめぐる議論が、地球環境ガバナンスという文脈で語られる以上、行政的な「管理」の発想から離れることはできない。しかし、その「管理」を強化するという方向性が、より良い地球環境をまもっていく唯一の方途でないことも忘れてはならないであろう。

*本章は、科学研究費助成事業・若手研究B（課題番号24730145）「環境規格の国際標準化をめぐるガバナンス研究」の成果の一部である。

参考文献

- 明石欽司 2009 『ウエストファリア条約—その実像と神話』慶應義塾大学出版会。
ゴールドマン、マイケル 2008 『緑の帝国—世界銀行とグリーン・ネオリベラリズム』京都大学学術出版会。
柴田明穂 2003 「バーゼル条約遵守メカニズムの設立—交渉経緯と条文解説」『岡山大学法学会雑誌』第52巻

4号、47-103頁。

フラワー、バックミンスター 2000『宇宙船地球号操縦マニュアル』ちくま学芸文庫。

松井芳郎 2010『国際環境法の基本原則』有信堂。

渡邊智明 2006「地球環境ガバナンスの「空間」と「時間」」出水薫・金丸裕志・梶島洋美・八谷まち子編『先進社会の政治学』法律文化社、174-197頁。

Biermann, Frank 2000 “The Case for a World Environmental Organization,” *Environment: Science and Policy for Sustainable*, Vol. 42 No. 9, pp. 22-31.

Biermann, Frank 2001 “The Emerging Debate on the Need for a World Environment Organization: A Commentary,” *Global Environmental Politics*, Vol. 1 No. 1, pp. 45-55.

Biermann, Frank 2005 “The Rationale for a World Environment Organization,” in Frank Biermann and Steffen Bauer, eds. *A World Environment Organization : Solution or Threat for Effective International Environmental Governance?* Ashgate, pp. 117-144.

Biermann, Frank 2006 “global governance and the environment,” in Michele M. Betsill, Kathryn Hochstetler and Dimitris Stevis, eds. *Palgrave Advances in International Environmental Politics*, Palgrave Macmillan, pp. 230-256.

Boulding, K.R. 1966 “The Economics of the Coming Spaceship Earth,” in H. Jarrett, eds. *Environmental Quality in a Growing Economy*, Johns Hopkins University Press, p. 3-14.

Charnovitz, Steve 1993 “A World Environmental Organization,” *Columbia Journal of Environmental Law*, Vol. 27 No. 2, pp. 321-357.

Chayes, Abraham and Antonia H. Chayes 1995 *The New Sovereignty: Compliance with International Regulatory Agreements*, Harvard University Press.

Elliott, Lorraine 2005 “The United Nations’ Record on Environmental Governance: An Assessment,” in Frank Biermann and Steffen Bauer, eds. *A World Environmental Organization: Solution or Threat for Effective International Environmental Governance?* Ashgate, pp. 27-56.

Esty, Daniel C. 1994 “The Case for a Global Environmental Organization,” in Peter Kenen, ed. *Managing the World Economy: Fifty Years After Breton Woods*, Institute for International Economics, pp. 287-309.

Fullerton, Don., ed. 2006 *The Economics of Pollution Havens*, Edward Elgar.

Gallagher, Kevin P., ed. 2008 *Handbook on Trade and Environment*, Edward Elgar.

Gupta, Aarti and Michael Mason, eds. 2014 *Transparency in Global Environmental Governance: Critical Perspectives*, The MIT Press.

Green Jessica 2013 *Rethinking Private Authority: Agents and Entrepreneurs in Global Environmental Governance*, Princeton University Press.

Haas, Peter M. 1990 *Saving the Mediterranean: The Politics of International Environmental Cooperation*, Columbia University Press.

Hardin, Garrett 1968 “The Tragedy of the Commons,” *Science*, Vol. 162, pp. 1243-48.

Kennan, George F. 1970 “To Prevent a World Wasteland: A Proposal,” *Foreign Affairs*, Vol.48 No. 3, pp. 401-13.

Levien, Lawrence D. 1972 “A Structural Model for a World Environmental Organization: The ILO Experience,” *George Washington Law Review*, Vol. 40, pp. 464-495.

Litfin, Karen T. 1995 *Ozone Discourse: Science and Politics in Global Environmental Cooperation*, Columbia University Press.

- Lodefalk, Maguns and John Whalley 2002 "Reviewing Proposals for a World Environmental Organization," *The World Economy*, Vol. 25 No. 5, pp. 601-17.
- Meyer, J.W. et al. 1997 "The Structuring of a World Environmental Regime, 1870-1990," *International Organization*, Vol. 51, No. 4, pp. 623-651.
- Neumeyer, Eric 2002 "Do Democracies Exhibit Stronger International Environmental Commitment? A Cross Country Analysis," *Journal of Peace Research*, Vol. 39 No. 2. pp. 139-164.
- Newell, Peter and John Whalley 1999 "Toward a World Environmental Organization?" *IDS Bulletin*, Vol. 30 No. 3, pp. 16-24.
- Newell, Peter 2002 "A World Environmental Organization: The Wrong Solution to the Wrong Problem," *The World Economy*, Vol. 25 No. 5, pp. 659-671.
- Oberthür, Sebastian and Thomas Gehring 2005 "Reforming International Environmental Governance: An Institutional Perspective on Proposals for a World Environment Organization," in Frank Biermann and Steffen Bauer, eds. *A World Environmental Organization: Solution or Threat for Effective International Environmental Governance?* Ashgate, pp. 205-34.
- Oberthür, Sebastian and Thomas Gehring, eds, 2006 *Institutional Interaction in Global Environmental Governance: Synergy and Conflict among International and EU Policies*, The MIT Press.
- Olson, Mancur 1971 *The Logic of Collective Action: Public Goods and Theory of Groups*, Harvard University Press.
- Ostrom, Elinor 1990 *Governing the Commons: The Evolution of Institutions for Collective Action*, Cambridge University Press.
- Palmer, Geoffrey 1992 "New Ways to Make International Environmental Law," *American Journal of International Law*, Vol. 86 No. 2, pp. 259-283.
- Pattberg, Phillip H. 2007 *Private Institutions and Global Governance: The New Politics of Environmental Sustainability*. Edward Elgar.
- Peterson, Wesley E. 2000 "The Design of Supranational Organizations for the Provision of International Public Goods: Global Environmental Protection," *Review of Agricultural Economics*, Vol. 22 No. 2, pp. 355-369.
- Ruggiero, Renato 1999 *Opening Remarks to the High Level Symposium on Trade and Environment*, https://www.wto.org/english/tratop_e/devel_e/hlstat_e.htm (最終アクセス 2015年2月20日)
- Runge, Ford C. 2001 "A Global Environment Organization (GEO) and the World Trading System," *Journal of World Trade*, Vol. 35 No. 4, pp. 399-426.
- Simonis, Udo E. 2002 "Advancing the debate on a world environmental organization," *Environmentalist*, Vol. 22 No. 1, pp. 29-42.
- Stevens, Candice 1993 "A GATT for the Environment: Options for a Multilateral Environmental Organization," *Ecodecision*, No. 8, pp. 41-43.
- The World Commission on Environment and Development 1987 *Our Common Future*, Oxford University Press. (環境と開発に関する世界委員会 1987 [大来佐三郎・監修] 『地球の未来を守るために』 福武書店。)
- von Moltke, Konrad 2001 "The Organization of the Impossible," *Global Environmental Politics*, Vol. 1 No. 1, pp. 23-28.
- von Moltke, Konrad 2005 "The Case against a World Environment Organization: Clustering International Environmental Agreements as an Alternative to a World Environment Organization," in Frank Biermann and Steffen Bauer, eds. *A World Environmental Organization: Solution or Threat for Effective International Environmental Governance?* Ashgate, pp. 175-204.
- Young, Zoe 2002 *A New Green Order? The World Bank and the Politics of the Global Environmental Facility*, Pluto Press.

